

統計表利用上の注意

- 1 産業分類（中分類）別及び事業所規模別において調査事業所、集計事業所数が少ないため公表しない産業及び規模は、項目の省略またはー表示としているが、それらもそれぞれの合計に含めて集計している。
- 2 実質賃金指数は、名目賃金指数を福岡市の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除したものである。
- 3 統計表中の数値は四捨五入しているため、個々の数値の合計は必ずしも合計欄の数値と一致しない。
- 4 平成21年1月分調査において30人以上規模事業所の抽出替えを実施した結果、新旧集計結果にギャップを生じたため、指数はギャップを修正したものを用い、増減率は指数を基に計算している。そのため、実数值で計算したものと一致しないことがある。
なお、指数は、平成17年を基準時とし、平成17年の平均値を100としている。
- 5 産業分類の変更について
毎月労働統計調査地方調査においては平成17年1月分結果から、平成14年3月に改定された日本標準産業分類（以下、「平成14年3月改定産業分類」という。）に基づく集計結果を公表することにした。
これに伴い、一部の産業分類を除き、これまで指数が作成できなかつたが、平成19年1月分毎月労働統計調査地方調査から、基準時が平成17年に更新され、平成17年基準数値の作成が可能になったため、すべての産業について、平成17年から指数を掲載している。
なお、平成17年1月の平成14年3月改定産業分類適用に伴って、長期時系列利用上の便を図るため、「調査産業計」及び「製造業」については、平成16年平均の指数を補正し、平成15年以前の指数と接続させ、参考値として公表してきたところであるが、すべての産業分類について平成17年を基準年とする指数が作成されたことから、平成16年以前の指数とは接続しなくなつたため掲載していない。
- 6 記号の意味
「0.0」 0.05未満
「ー」 数値が皆無または不明、もしくは集計事業所が少ないとため秘匿としたもの